

第2次松江市たばこ対策行動指針

概要版



1 行動指針策定について

【指針策定の趣旨】

松江市では、健康寿命の延伸を目指し、様々な健康づくりの取組みを推進している。たばこ対策を推進するにあたっては、平成30年7月に健康増進法が改正（令和2年4月全面施行）され、平成30年10月に「松江市たばこ対策推進会議」を設置、令和2年4月に「松江市たばこ対策行動指針」を策定。関係者（団体）や市民と連携し、それらを市民運動として総合的に推進・展開していくため、「第2次松江市たばこ対策行動指針」を策定する。

【行動指針の位置づけ】

「第3次健康まつえ21基本計画」を上位計画とし、喫煙と受動喫煙に関連した疾病・死亡の減少を目指し、市（行政）・関係者（団体）・市民がそれぞれの役割を認識しながら一体となって取り組めるよう、具体的な行動を示すものとして策定。

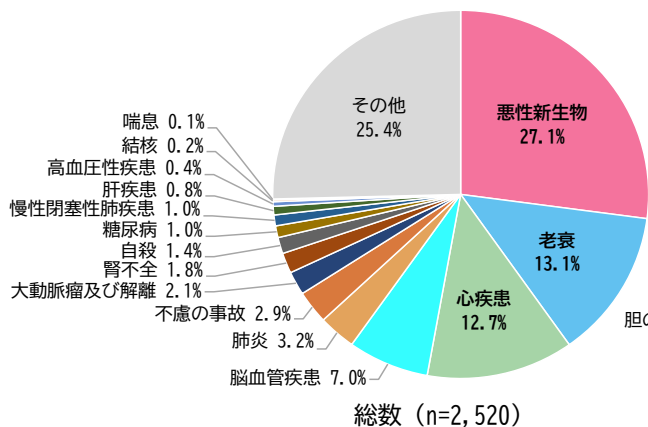
【行動指針の期間】

令和6年度から令和17年度の12か年とし、必要に応じて見直しを行うものとする。

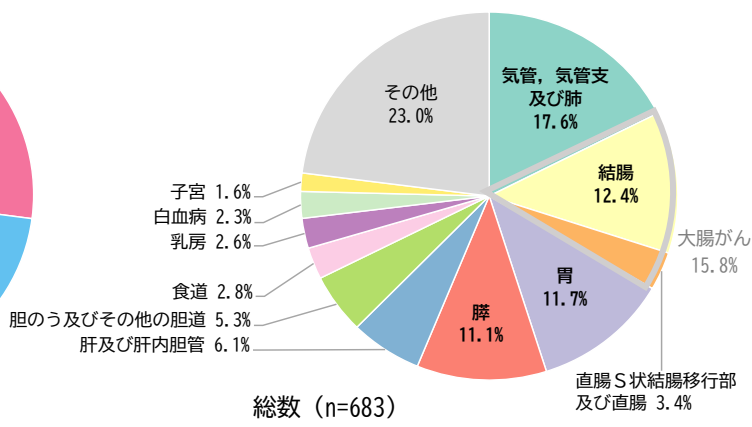
2 松江市の現状

【死亡者の状況】

死亡者の死亡原因別割合（松江市）



悪性新生物による死亡者の部位別割合（松江市）



出典：令和3年人口動態調査（厚生労働省）

出典：令和3年人口動態調査（厚生労働省）
※大腸がん（結腸＋直腸S状結腸移行部及び直腸）

3 今後の方向性

「第3次健康まつえ21基本計画」の取組みの方向性の一つである「喫煙・飲酒対策の推進」に基づき、喫煙と受動喫煙に関連した疾病、死亡を減少させることを目的に、引き続き受動喫煙防止対策及び禁煙対策を実施する。実施にあたっては、たばこ対策を市民運動として推進し、「市（行政）」「関係者（団体）」「市民」が、それぞれの立場で進めていく。

取組みの柱	あるべき姿・目指す姿	取組み項目
1. 受動喫煙防止	◆望まない受動喫煙をなくす	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づく、多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策（法定事項の遵守と周知徹底） 屋外の公共的な空間における受動喫煙防止対策 受動喫煙防止対策及び配慮義務等の周知・啓発
2. 20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆20歳未満の者・妊産婦の喫煙をなくす ◆20歳未満の者・妊産婦の周囲でたばこを吸う人をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> 20歳未満の者や妊産婦に対する教育、禁煙指導等の支援体制を充実 家族や周囲の大人に対する啓発や禁煙支援 家族や周囲の大人など身近な人も含め、20歳未満の者や妊産婦の喫煙防止に関する周知・啓発を社会全体として推進
3. 禁煙希望者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁煙意思を持つ人を増やす ◆禁煙に挑戦する人を増やす ◆禁煙に成功・継続できる人を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙したいと思っている人が禁煙にチャレンジ、継続しやすい環境づくり 禁煙外来等、禁煙支援の体制の充実 たばこやニコチン依存症についての正しい知識や、禁煙の効果、禁煙方法、禁煙治療等の情報提供と周知・啓発
4. たばこ対策に関する周知・啓発	◆たばこに関する正しい知識を身につけ実践する市民を増やす	<ul style="list-style-type: none"> たばこの健康への影響に関する知識の周知・啓発 「受動喫煙防止」「20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」のそれぞれの周知・啓発を総合的に推進

4 たばこ対策の具体的な取組み

(1) 受動喫煙防止

実施主体	取組み内容（主な項目）
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none"> 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がける 家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙ルールを遵守する <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの人が集まり利用する場所（集会所等）での受動喫煙防止対策を徹底する
関係者（団体）	<p>【企業・職場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康経営®の観点から、従業員の健康確保と快適な職場環境の形成のため、受動喫煙防止対策に取り組む <p>【飲食店 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店舗内の喫煙環境（「禁煙」「喫煙可能店」など）の対外的表示を行い、顧客の不意の受動喫煙防止を図る <p>【公共性の高い施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非喫煙者への配慮義務や喫煙ルールの遵守を呼びかける
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策（健康増進法）の遵守・周知徹底と、配慮義務の周知・啓発を図る 市所管公共施設のうち第2種施設については、第1種施設の禁煙措置の基準を満たす施設の割合を高めていく 地域・関係団体と連携し、受動喫煙防止の取組みを推進する

健康経営……企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面において大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。NPO 法人健康経営研究会の登録商標。

(2) 20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止

実施主体	取組み内容（主な項目）
市民	<ul style="list-style-type: none"> 【個人・家庭】・20歳未満の者や妊産婦は喫煙をしない、喫煙させない ・20歳未満の者や妊産婦のそばでは喫煙をしない、受動喫煙をさせない 【地域】・喫煙場所を設ける際は、受動喫煙を生じさせないように、設置場所に配慮する
関係者（団体）	<ul style="list-style-type: none"> 【保育園・幼稚園・学校・PTA】 ・児童・生徒等に対し、喫煙や受動喫煙による健康への影響についての教育や啓発を実施する ・保護者や家族に対し、家庭における子どもの喫煙や受動喫煙防止への認識を深めてもらう啓発を実施する 【医療機関・薬局】・喫煙・受動喫煙による健康への影響や禁煙支援に関する情報提供、啓発を行う 【飲食店・商業施設・企業・職場等】 ・20歳未満の者や妊産婦である顧客・従業員に対して、喫煙や受動喫煙の防止と、喫煙場所設置の際の配慮を行う
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の者や妊産婦の喫煙に対する禁煙指導及び治療を促進する ・20歳未満の者や妊産婦の家族（保護者、パートナー等）に対しての禁煙指導、啓発の取組みを強化する ・20歳未満の者や妊産婦に喫煙（受動喫煙を含む）をさせないように、市民全体への啓発を強化する

(3) 禁煙希望者への支援

実施主体	取組み内容（主な項目）
市民	<ul style="list-style-type: none"> 【個人・家庭】・たばこをやめたいと思ったら、禁煙に挑戦してみる ・周囲の人は禁煙に挑戦している人を応援する
関係者（団体）	<ul style="list-style-type: none"> 【医療機関・薬局・保健医療団体】・禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を実施する 【飲食店・商業施設・企業・職場等】 ・従業員に対し、喫煙・受動喫煙による健康への影響や禁煙支援を行う医療機関等について情報提供する
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断や健康相談時などに、喫煙も含めた生活習慣の見直しを促し、禁煙にチャレンジするきっかけづくりを行う ・禁煙を希望する者に対し、相談・情報提供（禁煙外来マップの活用など）による禁煙支援を実施する ・禁煙希望者が禁煙治療に取り組みやすくするための助成制度等（国保禁煙外来医療費助成）を実施する

(4) たばこ対策に関する周知・啓発

実施主体	取組み内容（主な項目）
市民	<ul style="list-style-type: none"> 【個人・家庭】 ・家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙ルールを遵守する
関係者（団体）	<ul style="list-style-type: none"> 【保育園・幼稚園・学校・PTA】 ・児童・生徒等に対し、喫煙や受動喫煙による健康への影響についての教育や啓発を実施する ・保護者や家族に対し、家庭における子どもの喫煙や受動喫煙防止への認識を深めてもらう啓発を実施する 【企業・職場、飲食店等、その他多数の者が利用する公共性の高い施設】 ・施設内の喫煙環境（「禁煙」「喫煙可能店」など）の対外的表示を行い、利用者の不意の受動喫煙防止を図る 【医療機関・薬局】・喫煙・受動喫煙による健康への影響や禁煙支援に関する情報提供を行う
市（行政）	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、がんや慢性閉塞性肺疾患（COPD）等に関する内容も含めて周知・啓発を強化する ・関係機関と連携し世界禁煙デー（5月31日）に合わせたキャンペーンを実施するほか、たばこ対策にかかる情報提供や周知・啓発を総合的に推進する

5 評価指標

【目標値】20歳以上の男性の喫煙率 9.6%（令和16年度）

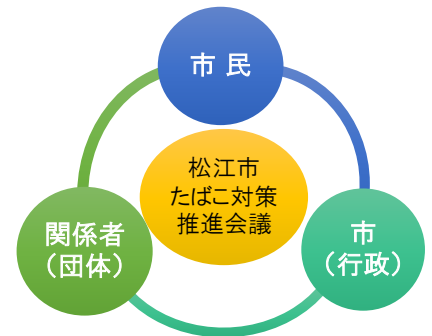
※「第3次健康まつえ21基本計画」に合わせて目標値を設定

【評価指標】

取組みの柱	指標	現状 (令和5年度)	出典	評価指標の目標値 (令和17年度)	
1. 受動喫煙防止	◆市所管公共施設における以下の施設の割合				
	①特定屋外喫煙場所のない第1種施設の割合	99.4%	関係課照会 (2023年度)	100%	
	②屋内の喫煙専用室がない第2種施設の割合	100%		100%	
	③第1種施設の禁煙措置の基準を満たす第2種施設の割合	71.4%		80%	
2. 20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止	◆20歳未満の者の喫煙経験率				
	①小学生 (5・6年生)	男子	2.1%	島根県 20歳未満の者の 飲酒・喫煙防止 についての調査 (5年毎) (2023年度)	0%
		女子	1.7%		0%
		性別未回答	5.0%		0%
	②中学生 (2年生)	男子	2.9%		0%
		女子	0.9%		0%
		性別未回答	17.1%		0%
	③高校生 (2年生)	男子	3.6%	※速報値	0%
		女子	1.4%		0%
		性別未回答	0.0%		0%
	◆妊産婦の喫煙率				
①妊娠中	1.2%	松江市 4か月児健康診査 アンケート (2022年度)	0%		
②4か月児の母親	2.3%		0%		
3. 禁煙希望者への支援	◆禁煙意思を持つ人の割合				
	①禁煙意思を持つ人の割合	58.6%	松江市健康調査 (2022年度)	70%	
4. たばこ対策に関する周知・啓発	◆喫煙率				
	①成人(40歳以上)の喫煙率	17.4%	島根県保険者協議会 医療費等分析報告書 (2022年度)	12%	

6 推進体制

具体的な取組みについて、「市（行政）」「関係者（団体）」「市民」が、それぞれの立場で進めて行くとともに、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを導入し、毎年度点検・評価を実施し、法改正等に沿った見直しや、新たな取組みを追加・補強していくなど、進捗管理を「松江市たばこ対策推進会議」において行う。



「第2次松江市たばこ対策行動指針」(指針期間:令和6年度～令和17年度) 概要版
令和6年3月発行 松江市健康福祉部健康推進課 (0852-60-8162)
〒690-0045 島根県松江市乃白町32-2保健福祉総合センター内